

令和4年3月22日  
13:00～ 第6委員会室

## 第5回議会改革協議会 次第

- 1 第4回議会改革協議会の協議結果について（確認）
- 2 市民参加の促進
- 3 多様な人材が活躍できる議会の環境づくり
- 4 議事堂のバリアフリー化の推進、設備の充実等
- 5 第6回協議会について
- 6 その他

## 第 4 回議会改革協議会 会議録

開催日：令和 4 年 2 月 1 8 日（金曜日）

開催場所：議事堂 2 階 2 1 会議室

（座長以外は議事堂内の他会議室等からオンライン出席）

出席委員：田仲常郎委員（自民党・無所属の会：座長）、三原朝利委員（自民党・無所属の会）、  
本田忠弘委員（公明党）、渡辺修一委員（公明党）、  
白石一裕委員（ハートフル北九州）、森本由美委員（ハートフル北九州）、  
山内涼成委員（日本共産党）、出口成信委員（日本共産党）、  
日野雄二委員（自民の会）、戸町武弘委員（自民の会）

議 題：

- 1 第 3 回議会改革協議会の協議結果について（確認）
- 2 多様な手段による議会活動の報告等について
- 3 議会及び議員の政策立案及び政策提言機能の強化について
- 4 議会における D X の推進について
- 5 第 5 回協議会について

---

主な意見など

### 1 本日のオンライン開催の趣旨について

#### 【座長】

- ・前回の協議会において、協議事項「議会の D X の推進」のうち「オンラインミーティングの実施」について、「当協議会など任意の協議体において、できるところから試みてはどうか」と提案し、了承を得た。
- ・協議結果の代表者会議への報告案は、後ほど諮り決定したいと思うが、本日は、まずは当協議会において試行的に実施し、今後の改善に向けた参考としたい。

### 2 第 3 回議会改革協議会の協議結果について（確認）

#### 【事務局】

- ・資料 1 のとおり、第 3 回議会改革協議会の協議結果を取りまとめ、市議会ホームページに掲載することを報告。

#### 【座長】

- ・ただいまの説明についてご確認いただけるか。（全委員了承）。

### 3 多様な手段による議会活動の報告等について

#### (1) SNS などを活用した情報発信等

#### 【事務局】

- ・資料 2 により説明

**【座長】**

- ・協議結果（案）について、意見はないか。（意見なし）
- ・私から代表者会議に報告する。

**4 議会及び議員の政策立案及び政策提言機能の強化について  
議員間討議の活発化及び、議員の政策立案能力の向上**

**【事務局】**

- ・資料3により説明

**【座長】**

- ・協議結果（案）について、意見はないか。（意見なし）
- ・私から代表者会議に報告する。

**5 議会におけるDXの推進について**

**【事務局】**

- ・資料4により説明

**【座長】**

- ・協議結果（案）について、意見はないか。（意見なし）
- ・私から代表者会議に報告する。

**6 第5回協議会について**

**【座長】**

- ・第5回協議会では、まだ協議を行っていない項目のうち、資料の準備が整った項目から協議を開始したい。
- ・第5回協議会の開催日程は3月22日の全常任委員会終了後の予定とし、開会時刻等は後日改めて連絡する。

**7 オンライン開催試行実施後の所感等について**

**【座長】**

- ・本日、議事堂内ではあったが、試行的にオンライン会議を行ったが、感じた課題や意見はないか。（意見なし）
- ・私としては、本会議や委員会以外の機会におけるオンラインミーティングの開催については、例えば、現在のコロナ禍や、大規模災害発生時、病気・けが、育児・介護等、議事堂への参集が困難な場合には有効に活用できるのではないかと感じた。
- ・本日の試行実施は、今後のオンラインミーティングの参考としたい。各委員においても、今後も活用できる機会があれば適時、試行していただきたい。

# 国における主権者教育に関する検討状況等

## 1 総務省

「主権者教育の推進に関する有識者会議」とりまとめ（平成29年3月）・抜粋

第1 主権者教育の取組と第24回参議院議員通常選挙

### 2. 主権者教育の取組と課題

(4) 学校と外部との連携協力による主権者教育の取組と課題

- 一部の地方公共団体では、子供議会として、模擬的に議会を体験する取組が行われているほか、地方議員が学校を訪問して生徒と対話する取組が行われるなど、多様な連携の下で、様々な取組がなされている。
- しかしながら、学校側が外部の専門家を招きたいと計画しても、どのような人がいて、どのようなことを行い得るか、これらの情報が把握されておらず、十分整理されていない状況にある。～（略）～

さらに、学校に議員を招く取組は、政治的中立の観点から複数の会派の議員を招くことが求められるなど、学校側が主導して行うことは難しい状況となっており、このような取組に多くの課題が残されている。

第2 主権者教育の考えられる方向性

### 3. 計画的・組織横断的な取組の方向性

- 地域課題に関する学習に際しては、地方公共団体の議員や担当職員を招き、地域課題を説明してもらうことも有意義な取り組みとなろう。なお、学校に議員を招くために、教員が直接依頼することは困難なことも考えられるため、議会事務局等の協力を得ることが有効と考えられる。実際の議会での審議を傍聴することによっても、政治を身近に感じる効果的な取組となる。

## 2 文部科学省

「今後の主権者教育の推進に向けて：主権者教育推進会議」最終報告

（令和3年3月）抜粋

II 主権者教育をめぐる課題と今後の推進方策

1 各学校段階における取組の充実

(1) 初等中等教育段階における取組の充実

①小学校・中学校における取組の充実

小学校・中学校段階から主権者としての意識の涵養につながる取組を推進することが重要である。

③学校段階等間や教科等間の連携の充実

各学校等間での主権者教育を推進するためには、幼児期から高等学校段階までの学びの円滑な接続、関係する教科等間での連携など、学校種や教科等を越えた連携を推進することが求められる。

# 本市の市立小・中学校における 主権者教育に関する取り組み状況等

## 1 国の動向

### ■平成27年6月 公職選挙法一部改正

選挙権年齢を満18歳以上に引き下げたことにより、政治についてより広い世代の声を反映することが可能となる。

一方で、各学校では、これまで以上に政治的教養（国家・社会の形成者としての意識を醸成するとともに、自身が課題を多面的・多角的に考え、自分なりの考えをつくっていく力や根拠を持って自分の考えを主張し説得する力など）を育むことが求められるようになった。

## 2 小・中学校における学校指導要領（主権者教育に関する部分の抜粋）

中学校学習指導要領（平成29年告示） 社会編

小学校学習指導要領（平成29年告示） 社会編

### <小・中学校社会科における目標>

#### 「公民としての資質・能力」の基礎を育成すること

#### ■「公民としての資質・能力」とは、

選挙権を有する18歳に求められる「広い視野に立ち、グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の有為な形成者（民主的な政治に参画する公民としての）」に必要な資質・能力」

#### ■「公民としての資質・能力を育成する」ため、

主体的に問いを設定し、課題を追究したり解決したりする学習の充実を、今回（平成29年）の学習指導要領改訂で求めている。

その中で、課題の解決に向け、習得した知識や諸資料等から多面的・多角的に考察、構想（選択・判断）、説明、合意形成や社会参画を視野に入れながらの議論を通して、論拠を基に、自分の意見を説明、論述したりする「思考力・判断力・表現力等」を養うこととしている。

このような力は、先に述べた主権者教育の求める力とも合致しており、主権者教育は、小・中学校においてもこれまで同様、重要な位置を占めている。

### 3 市立小・中学校の取り組み（小学校 132 校、中学校 62 校）

#### （1）全校で実施

##### ア 小学校

教科	学年	単元等	使用教材
社会科	3年生	「私たちのまち」まちの「おいしいもの自まん大会」をしよう。	副教材 SDG s の視点に立った地域教材資料集「わくわく北九州」を使用
		「地いきの安全を守る」地域の人たちと「安全会ぎ」をしよう。	
	4年生	「健康なくらしとまちづくり」ごみのさらなる減量にむけて、どうすれば良いか考えよう。	
		5年生	
6年生	「くらしの中の政治」国民主権について知ろう。		

##### イ 中学校

教科	学年	単元等	使用教材
社会科	2年生	「男女普通選挙」「日本国憲法の制定」民主政治の来歴について	教科用図書
		3年生	
	3年生	「地方自治と住民の参加」地方自治の仕組みや課題等について	
		「よりよい社会をめざして」地球規模の課題について	

#### （2）多くの学校で実施（特別活動）

ア 学級会活動において、自分たちの学級の役割分担や係を決めたり、学級のよりよい姿を求めて話し合ったりする。→ 自治意識を高める

イ 児童会や生徒会役員改選において、立ち会い演説や投票を行う。

（実際に、投票箱や記載台を使用する学校もある）

→ 一票の持つ価値や参画意識などを醸成する

#### （3）その他顕著な事例

##### ア 小学校

学年	教科	内容
5年生	総合的な学習の時間	まちのお年寄りが安全・安心に憩えるまちづくりを考える。 （南小倉小学校）
	総合的な学習の時間	地域景観プランナーになろう。 （松ヶ江北小）

## イ 中学校

学年	教科	内容
2年生	社会科 (地理)	福岡県(北九州市)が今後発展していくための観光資源は何かを考える。 (穴生中学校)
	社会科 (地理)	北九州市と山口県を結ぶ海底トンネルは、どのルートが良いかを考え、議論する。 (上津役中学校)
3年生	社会科 (公民)	模擬投票を行い、主権者として必要な視点とは何かを考える。 (花尾中学校)
	社会科 (公民)	大きな政府と小さな政府、日本によりよい政府はどちらかを考え、話し合う。 (熊西中学校)
	社会科 (公民)	よりよい北九州市をつくっていくために、大切なことは何だろうか。(これからの北九州市の在り方を考え、模擬投票を行おう) (上津役中学校)
	社会科 (公民)	北九州市のために、私たちにできることはないか、まちづくりのアイデアを新聞にまとめよう。 (菅生中学校)
	総合的な 学習の時間	黒崎のまちを活性化するためのPR動画をつくる。 (黒崎中学校)

## 4 本市教育委員会の方針

近年、社会科の学習において、模擬投票などのシミュレーションを通して社会参画への意識を高める学習活動を行う学校が増えてきた。

また、ほとんどの中学校で行われている、生徒総会や生徒会役員選挙等の特別活動は、学校自治を行う上で意思決定を図り投票を行う等主権者教育にもつながる。

主権者教育には、学習者自身が主体的に学ぶアクティブラーニングの活用が功を奏すると見込まれており、このような学習活動の取り組みは、社会参画への意識を高める上で有益であり、今後も推進したい。

小学校は令和2年度より、中学校は令和3年度から学習指導要領が改訂されることを受け、課題解決に向けての考察、構想(選択・判断)、説明、合意形成や社会参画を視野に入れながら議論するなどの学習の充実については、授業実践を試みる学校が増えてきている。学校内の校内研修の場や教科の公開授業等でも実践され、その必要性が周知されてきた。しかしながら、まだ、従来の知識の教え込みの授業実践もある。

今後は、「公民としての資質・能力」の基礎をさらに育んでいけるように、より現実社会に近い学習課題について取り上げたり、体験的に取り組む活動を通して、多面的・多角的に考察したり、議論、構想する学習を充実させたい。

# 本市選挙管理委員会における 主権者教育に関する取り組み状況等

## 1 取り組み状況

### (1) 学校と連携した取組

- |                    |                      |
|--------------------|----------------------|
| ①投票箱、投票用紙記載台の貸出    | ④中学3年生向け副読本の作成       |
| ②明るい選挙ポスターコンクールの開催 | ⑤選挙管理委員会職員による出前講座の実施 |
| ③大学新入生への出前講演       | ⑥期日前投票立会人の体験         |

### (2) その他の取り組み

- ①PTA広報誌への啓発記事の掲載
- ②親子向け模擬投票イベントの実施
- ③大学生のつどい

### (3) 市政モニターアンケート

- 「令和3年1月31日執行 北九州市議会議員一般選挙について」
- ・調査結果（抜粋）

「効果的な主権者教育の方法」（多い方から5つ抜粋）

1	小・中・高校の発達段階に合わせた教材を提供し、授業の充実を図る
2	市議会の議場見学や会議の傍聴
3	親や家族と一緒に投票所に行く
4	模擬投票等の疑似体験
5	若者向け市民講座や市政討論会等の開催

## 2 今後の取り組みに向けた検討状況

○本市選挙管理委員会が北九州市明るい選挙推進協議会へ、今後の投票環境の向上に関して諮問

### (1) 諮問内容

- ①今後の期日前投票のあり方について
- ②主権者教育の仕組みづくりについて  
今後の社会を担っていく主役となる若者たちが、政治への関心を高め、本市への誇りを持って行動する自覚をはぐくむ仕組みづくり。
- ③新たな選挙啓発の方向性について

### (2) 検討方法

- ・同協議会が下部組織として「投票環境の向上に関する検討会」設置
- ・検討会での協議を経て、市選挙管理委員会へ答申
- ・今後、市選挙管理委員会は、答申を基に投票環境の向上に関する具体的な方策をまとめる



### (3) 答申内容

「投票環境の向上に関する検討会 答申書」主権者教育に関する内容を抜粋

#### 「主権者教育の更なる仕組みづくり」

主権者教育とは、「国や社会の問題を自分の問題として捉え、自ら考え、自ら判断し、行動していく主権者を育成すること」であると捉えられている。

主権者教育と選挙の投票行動との関連性は、投票行動が主権者としての権利の行使の一つであり、主権者教育からのアウトプットでもある。主権者教育を通じた主権者としての必要な資質、能力の育成が、今後の投票率の向上だけでなく、投票の質の高度化にもつながるものと考えられる。そのため、主権者教育へのインプットを実施、強化することが重要であり、長期的視野に立った方策が求められている。

主権者教育の中心は小学校から大学までの教育機関であり、文部科学省の学習指導要領等のもと鋭意、主権者教育を実践することになる。一方、将来を担う子ども達の育成は、教育機関だけでなく、社会総がかりでの取組みが求められており、子どもたちの発達段階に合わせた、多様な主体が連携と協働により参画すべきものである。

#### 【主な取組みの方向性】

##### ①学校現場の取組みについて

- ・新学習指導要領に基づき主権者教育を実践するにあたり、教師のメッセージが、青少年期の子どもに大きな影響を与え印象づけることを考えれば、今後の教師個人の関わり方や取組みに期待する。

##### ②学校と連携した取組みについて

- ・学校での教育内容に沿った副読本の提供など、教育委員会との連携のもと、教材を考案、研究する。また、投票箱、投票用紙記載台の貸与、出前講演等の要請に対して、主権者教育の実情に合わせた付加的な取組みを検討する。
- ・地域の多岐にわたる人材や議員などへの講師要請に応えられる仕組みを研究する。
- ・議員の考え方、日常の働きなど政治を身近に感じられる機会の創出を研究する。
- ・議会見学をはじめとする社会見学メニューを、学校側と連携して検討する。
- ・企画から運営までの選挙への参画など実体験に基づく機会の提供について検討する。
- ・高校、大学生、20代の社会人が参画する会合などの継続的实施を検討する。

### ③家庭や地域等各種団体と連携した取組みについて

- ・家庭内での意識の涵養が重要であることから、PTA協議会等との連携のもと保護者向け研修会など効果的な手法を検討する。
- ・親子一緒に投票所に行く、家族揃って投票する、それを促す工夫を研究する。
- ・学校で学習した成果を発表する地域などの場の創出、地域での実体験を学校の学習  
に結び付ける複合的な仕組みを研究する。
- ・SDGsなど社会性の高い施策の講演会を活用して、企業への発信を検討する。
- ・ロータリークラブ、ライオンズクラブなど社会貢献団体を通して企業からの働きかけなど、企業が主体となる取組みを研究する。
- ・若者が身近な世代に意見を傾ける傾向から、広告塔となる大学生や若い世代の社会人を活用する方法を研究する。
- ・大学構内に期日前投票所を開設し、大学生が啓発段階から選挙事務を担うことにより、自らの醸成と主権者教育の発信源となることを検討する。
- ・大学と高校等の連携がスムーズに行われる仕組みづくりを研究する。

### ④情報リテラシーの醸成について

- ・子どもたちがニュースを見聞きする機会を提供することが、世の中に関心を持たせる第一歩である。主権者教育の推進にあたり、子どもたちに幅広く情報を享受させる方法を研究する。

# 議会における若者世代への主権者教育、 市民参加の推進に関する取り組み状況等

## 1 議事堂の活用方法

### (1) 本市議会の現状

#### ア 受け入れ実績

受け入れ実績：過去5年（平成29年度～令和3年度）の合計						
件数	人数					
	総数	うち 学生等	小学生	中学生	高校・大学生	学生以外
51	1,700	1,330	574	64	692	370

#### イ 受け入れ時の対応等

##### (ア) 通常への対応（第2回本協議会資料：資料6から抜粋）

受け入れ時の対応内容	見学範囲	周知方法
<ul style="list-style-type: none"> <li>資料配付（市議会のしおり「市議会ってなんだ？」（子ども向け））</li> <li>動画視聴（市議会広報 DVD「明るい未来は市議会から」）</li> <li>説明内容（議会のしくみ、議事堂の概要 など）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>議場</li> <li>委員会室</li> </ul> ※説明・視聴は21会議室	市議会 ホームページ

##### (イ) 特色ある対応事例

学校名	内容
松ヶ江北小学校 (令和2年11月実施)	議場見学の一環として市議会の雰囲気を体験するため、「ミニ模擬議会（簡単なシナリオによる質疑応答）」を実施
桜丘小学校 (令和3年7月実施)	社会科授業の一環として市議会について勉強する中で、児童が「北九州市をどんなまちにしたいか」をテーマに話し合い、そのアイデアをまとめた資料「みんなの声」を議事堂において議長へ手交

## (2) 本市議会の過去の取り組み

項目	内容
高校生議会 (平成12年11月実施)	①参加者 本市議会が募集した高校生 (市内43校から64名) (議長、市長、助役、収入役、各局長 など) ②取組 ・事前勉強会(市基本構想、市議会のしくみ、 テーマ別グループ討議、行政施設見学 など) ・模擬議会(議場において高校生議員による質 疑、市長・各局長による答弁を実施)

## (3) 他団体の取り組み

項目	内容
北九州ドリームサミット 【北九州青年会議所主催】 (平成20年度～)	①参加者 主催者が募集した中学生 (議長、副議長、市長、教育長 など) ②取組 ・模擬議会(議場において中学生議員による質 疑、議長、市長による答弁を実施)

参考：本市の今後の取り組み(予定)

### ○周辺施設と連携した北九州市平和のまちミュージアム見学ツアーの実施

総務局総務課が、議事堂をはじめとした周辺施設の見学を一体的に行う  
同ミュージアムのスタディツアーを検討中

(概要)

- ・北九州市平和のまちミュージアムを中心とした複数のコースを学校に提示
- ・各学校の希望日時・コースに応じて内容を調整
- ・総務局が準備するバスで各施設を訪問

(3) 他政令指定都市議会の取り組み（各市議会のホームページから抜粋）

都市名	内容	参加議員
仙台市	<p><b>子ども議会（議会体験プログラム）の実施</b>            小学校5年生から高校3年生までの児童・生徒が、市民生活に身近な問題にかかわる議案が、市議会に提案されてから審議を経て議決されるまでの常任委員会と本会議における審議について、シナリオに基づいて議員の役を演じながらロールプレイ形式で体験。終了後、<u>議員との質疑応答</u>を行う。</p>	議長・副議長 <u>議員6人</u> <u>広報委員会委員（交渉会派（6会派）より選出）</u>
さいたま市	<p><b>議会棟探検</b>            小学生が主権者教育の一環として議会等を訪問。議場や委員会室、議長室等を見学し、<u>議員との質疑応答</u>を行う。</p>	議長・副議長 <u>議員10人</u> <u>（全5常任委員会の委員長・副委員長）</u>
川崎市	<p><b>夏休みこども議場見学会</b>            小学校4～6年生と保護者が、議場や委員会室の見学、クイズラリー、<u>議長・副議長との質疑応答</u>を行う。</p> <p><b>高校生議会の開催</b>            市立高校の生徒を対象に模擬議会を開催。生徒が5つの委員会に分かれ、各学校が持ち寄った協議テーマを「私たちの提言案」として取りまとめ、高校生議会本会議で採決し、議長へ報告。<u>議員はオブザーバーとして各委員会に2人ずつ参加し質問等（意見交換）への対応</u>を行う。</p>	議長・副議長  <u>議員10人</u> <u>（全会派（無所属含む）・全5常任委員会）</u>
横浜市	<p><b>児童・生徒を対象とした本会議傍聴の実施</b>            児童・生徒が本会議を傍聴し、その後、議会局職員から市会のしくみについて説明を受け質疑応答を行う。閉会中には議事堂見学を行い、起立採決の体験等を行う。</p> <p><b>高校生による市会訪問</b>            市立高校生が議事堂見学や、市の課題、身近な問題等について<u>議員との意見交換等</u>を行う。</p>	議員参加なし  <u>議員4人</u> <u>（所属議員5人以上の4会派から選出）</u>
新潟市	<p><b>子ども議会の実施</b>            小学校3年生から中学校3年生の児童・生徒が議長や議員となり、議場において教員・保護者・地域住民等と共に、学校生活や地域の問題等について議論し、意見発表や質疑の体験等を行う。</p>	議員参加なし
静岡市	<p><b>議員と高校生との意見交換会開催</b>            生徒と議員がグループに分かれ、社会問題や身近な問題など設定されたテーマについて<u>ディスカッション</u>を行う。</p>	議長 OR 副議長 <u>議員6人程度/1校</u> <u>（全会派から生徒数に応じ選出）</u>

都市名	内容	参加議員
名古屋市	<p><b>子ども市会の開催</b></p> <p>小学校5・6年生が6つの委員会(グループ)に分かれ、「大好きな名古屋を笑顔があふれるまちにしよう 一届け、わたしたちの思いー」をメインテーマに、市の施設の見学や各委員会での話し合いなどを行い、最終日の本会議において意見発表を行う。</p>	議長、副議長 (挨拶のみ)
京都市	<p><b>模擬本会議の開催</b></p> <p>中学生による議場見学の際に、議長が市会の役割や取組を説明するとともに、議場・傍聴席の見学、予算議案の表決の場面を想定した模擬本会議を実施する。</p>	議長 (挨拶、説明のみ)
大阪市	<p><b>夏休み親子議場見学会の開催</b></p> <p>小学校3～6年生と保護者が、議場や委員会室において模擬本会議・委員会、議長室等の見学、市会に関するクイズを行う。</p> <p><b>高校生と議員との意見交換会の開催</b></p> <p>高校生が議会の仕組みについて説明を受け議場等を見学するとともに、高校生と議員がグループに分かれ、議員や市政等について意見交換等を行う。</p> <p><b>子ども市会の開催</b></p> <p>中学生が市の施設への実地調査(学習会)や、委員会(意見交流会)でのグループ討議を行い、議場において子ども議員による質問・意見、市長による答弁を行うとともに、各常任委員会委員長が質問内容に対しコメントする。</p>	議員参加なし  議長 48名【R元年】 実行委員会を組織 (生徒5人/議員1名 で全会派から選出)  議長・副議長 (挨拶のみ) 議員6名 (全6常任委員会委員長)
広島市	<p><b>市立高等学校の生徒による市議会への提案発表会の開催</b></p> <p>高校生がグループに分かれ、議場において自ら設定したテーマに関する提案を行い、議員との質疑応答を行う。</p>	議長・副議長、文教委員会委員長(司会) 議員45人程度【R3年】 (議員の参加は任意)
福岡市	<p><b>市議会による社会科特別授業</b></p> <p>小学校6年生が議場や各委員会室において、学校や日常生活に関連する身近な問題をテーマとした本会議の模擬体験や、議員との意見交換を行う。</p>	全議員の内、当日参加可能な議員にて対応 「社会科特別授業実行委員会(2人以上所属の会派から選出)」
熊本市	<p><b>子ども議会の開催</b></p> <p>中学生が議会のしくみや市の取り組みについて説明を受け、設定されたテーマについてのグループ討議や、議場での意見発表を行う。</p>	議長 (挨拶のみ)

## 2 アウトリーチ型（教育現場での本市議会による活動）の取り組み方法

### （1）他市議会の取り組み（各市議会のホームページから抜粋）

都市名	内容	参加議員
新潟市	<p><b>高校生を対象とした主権者教育推進プログラムを実施</b></p> <p>高校生が学校において模擬市議会を実施。生徒自身が議長・議員・市長役を担当し、身近なテーマについてロールプレイングする中で、<u>議員が合意形成や意思決定に関する支援</u>を行う。</p>	<p>副議長 議員 10 名【R3 年】 <u>（全会派から最低 1 人ずつ参加）</u> ※小・中学生向けに実施する場合、該当校所在区選出議員は不参加</p>
足利市	<p><b>中学生への出前授業の実施</b></p> <p>出前授業を希望する中学校へ<u>議員が出向き</u>、社会科の外部講師として、市議会の仕組みや議員の役割について<u>説明</u>を行う。</p>	<p><u>全議員 24 人（正・副議長含む）</u> <u>（議席番号順に 2 人 1 組で希望校 1 クラス/1 ペアで対応）</u></p>
取手市	<p><b>中学校で出前授業を実施</b></p> <p>中学生による市政への提案発表のための事前学習として、<u>議員及び議会事務局職員が学校に出向き</u>、グループに分かれた中学生に対し、議員や市議会のしくみなどについての<u>説明</u>や、市政提案のための議案作成に関する<u>アドバイス</u>を行う。</p>	<p><u>議員 20 名【R 元年】</u> <u>（当日参加可能な議員で対応）</u> 議会事務局職員 5 名</p>

## 3 その他の取り組み

### ○政令指定都市議会における若者世代への情報発信等

市議会ホームページによる情報発信	<p>本市、札幌市、仙台市、千葉市、川崎市、相模原市、 <b>13市：</b> 新潟市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、福岡市、熊本市</p>
「市議会ガイド」などの作成	<p><b>4市：</b> 本市、川崎市、相模原市、福岡市</p>

# 有権者への情報伝達方法の改善

## 1 本市議会議員選挙に関する選挙公報の発行に至る経緯

前回（平成29年3月設置）の議会改革協議会において、市議会議員選挙における「選挙公報の発行」について協議した結果、「発行すべき」との方針を決定。令和元年12月定例会本会議に、同協議会委員等が「北九州市議会議員選挙選挙公報発行に関する条例」議案を提出、可決され、令和3年1月執行の市議会議員一般選挙において初めて発行された。

## 2 選挙公報の発行に関する規定等

○国・県政選挙及び、本市選挙に関する規定等

選挙の種類	発行の根拠規定等
衆議院議員選挙 参議院議員選挙 都道府県知事選挙	公職選挙法第167条
福岡県議会議員選挙	公職選挙法第172条の2 福岡県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例
北九州市長選挙	公職選挙法第172条の2 北九州市長選挙選挙公報発行に関する条例及び規程
北九州市議会議員選挙	公職選挙法第172条の2 北九州市議会議員選挙選挙公報の発行に関する条例及び規程

## 3 本市議会議員選挙に関する選挙公報についてのアンケート結果

○令和3年度実施 市政モニターアンケート結果

「令和3年1月31日執行 北九州市議会議員一般選挙について」

項目	内容
「選挙公報」を目にされた方の割合	・「目にした」 約8割 (30歳代以上は7割以上、20歳代以下は5割程度)
「選挙公報」を目にされた場所	①自宅（郵便配達で） 約9割 ②市のホームページ 約2割
「選挙公報」を読まれた方の割合	①「一通りは読んだ」 約4割 ②「よく読んだ」 約3割 ③「一部分だけ読んだ」 約2割 } 「読んだ」 約9割
「選挙公報」から必要とする情報が得られたとする方の割合	①「得られた」、「やや得られた」 約6割 ②「どちらともいえない」 約3割 ③「あまり得られなかった」、「得られなかった」 約1割



#### 4 本市議会議員選挙に関する選挙公報の改善の可能性

##### (1) 現行規定等の範囲内での改善の可否

改善事項	可否	改善できる場合はその内容・費用等 改善できない場合は、その規定等
紙面サイズ（及び1人当たりの掲載サイズ）の拡大	可	令和3年1月執行の市議会議員一般選挙では1面当たり6人（枠）掲載（市長選挙と同様）。 ※1面あたりの掲載枠を減らし、1枠当たりのサイズを拡大することは可能だが、掲載枠減により頁数が増加し、印刷経費等が増加する。
ネット掲載時のカラー化	否	国政選挙に関する国の規程では「記載は無彩色」としており、本市規程はこれに準じて「原稿は黒の色素（白黒）」としている。 総務省通知によれば、ホームページへの掲載は選挙公報をそのまま掲載することを基本としている。（白黒は白黒のまま掲載するもの）
ネット掲載時のサイズ拡大	否	総務省通知では「ホームページへのアクセス時における画面表示は、例えば、選挙公報のページの上段部分等の一部分のみが表示されることは避けるべきである」としている。 ただし、表示されたページを閲覧者が拡大表示するなどの操作を妨げるものではない。

##### (2) 上記(1)以外で有効性を高めるための代替手段

- 本市選挙管理委員会では、北九州市明るい選挙推進協議会から受けた、投票環境の向上に関する答申に「わかりやすい情報提供の研究」との意見が挙げられていることを受け、ネット掲載時に候補者ごとに選んで選挙公報が表示できるような仕組み（障害者対応を含む）を研究する予定。

# 多様な人材が活躍できる議会の環境づくりに関する 議員アンケート案

## 1 意見聴取の実施方法（前々回協議会において決定）

- (1) 聴取対象：全議員
- (2) 実施方法：無記名による選択式、記述式を組み合わせたアンケート

## 2 意見聴取の項目（案）

1 議員自身が傷病、障害、妊娠等、支援を要する状態等にある場合や、議員が家族等の介護・看護等を行っている場合、又は乳幼児等の子育て中である場合等に、議員活動を行う上で、今後改善を要すると思う取り組みの番号に○印を付してください。

(1) 本会議・委員会・任意の協議体の運営に関すること

(ア) 開催時期・時間等	1	休日・夜間等、柔軟な開催
(イ) 議場への参集	2	リモート参加を応召したものとみなす措置
	3	ヘルパーなど補助者の同席を可とする措置
	4	乳幼児等、子どもの同席を可とする措置
	5	要介護・看護者等の同席を可とする措置
	6	議員が出席せず、あらかじめ作成した質問・質疑内容を事務局書記が読み上げ、執行部が答弁する場合等も応召したものとみなす措置
	7	議員以外の者による代理出席も応召したものとみなす措置
	8	介護タクシーの利用等、参集に係る移動費用が多額になる場合の費用弁償の増額（例えば実費額等）
(ウ) 質疑・質問等の発言	9	リモート参加による発言を可とする措置
	10	原稿・筆談内容等を事務局書記が代読することを可とする措置
	11	ヘルパーなど補助者による発言を可とする措置
	12	議員が出席せず、あらかじめ作成した質問・質疑内容を事務局書記が代読し、執行部が答弁するなどの配慮を可とする措置
	13	質疑・質問時間を柔軟に変更するなどの措置

(エ) 採決時の意思表示	14	リモート参加による表決を可とする措置
	15	議員席に設置するボタンによる表決を可とする措置
	16	タブレット端末による表決を可とする措置
	17	ヘルパーなど補助者による表決を可とする措置
	18	議員以外の者の代理出席による表決を可とする措置
(オ) タブレット端末による資料の閲覧	19	資料の読み上げ（機能の付加）、点字版作成等の配慮
(カ) 行政視察	20	日帰り参加
	21	リモート参加
	22	補助者の同伴
	23	乳幼児等、子どもの同伴
(2) 議事堂の設備に関すること		
(ア) 設備の充実	24	ベッドに寝た状態等でリモート参加できる部屋の設置
	25	家族等の介護・看護を行える部屋の設置
	26	託児所の設置
	27	授乳室の設置
	28	点字案内板の設置
(3) その他、議会活動全般に関すること		
(ア) 研修等の充実	29	議員の能力向上研修の充実 （議会運営等に関する基本研修、政策立案に関する研修、IT研修等に関する研修）
	30	議員の倫理研修の充実 （男女共同参画、ハラスメント防止等に関する研修）
(イ) 市民の理解促進	31	議会活動に関する情報発信（HP、SNS等の活用等）の充実
	32	子ども向けなどの模擬議会等の実施
(ウ) その他の環境整備	33	男女共同参画や障害者活躍の視点を盛り込んだ指針等の作成
	34	通称名（旧姓含む）の使用
(4) 上記（1）～（3）以外に、改善が必要又は、有効と思う取り組みがあればご記入ください。		
自由記述		

2 議員活動におけるハラスメントについて、これまでに、ご自身がハラスメント行為を受けたり、他の議員からハラスメント行為を受けているとの相談を受けたこと、又は、他の議員がハラスメント行為を受けている場面を実際に見聞きしたりしたことなどがありますか。

(1) ハラスメント行為の有無について、「ある・ない」いずれかを選択し、○で囲んでください。

ある	ない
以下の設問にお答えください。	調査終了です。

(2) (1) で「ある」と回答した場合、ハラスメント行為の種類、その内容をお答えください。

(ア) ハラスメント行為の種類 (複数回答可)	<input type="checkbox"/>	セクシャル・ハラスメント
	<input type="checkbox"/>	パワー・ハラスメント
	<input type="checkbox"/>	マタニティ・ハラスメント
	<input type="checkbox"/>	モラル・ハラスメント
	<input type="checkbox"/>	アルコール・ハラスメント
	<input type="checkbox"/>	その他 ( )

(イ) 上記でチェックを付けた行為について、その内容を簡潔にご記入ください

自由記述

(3) (2) で回答した内容を踏まえ、ハラスメント防止に向け有効な取組として、議会として取り組むべきものとするものについてお答えください。

ハラスメント防止のために有効と考える取組み (複数回答可)	<input type="checkbox"/>	ハラスメント防止のための規定 (条例、要綱等) の整備
	<input type="checkbox"/>	相談窓口の設置
	<input type="checkbox"/>	第三者委員会の設置
	<input type="checkbox"/>	調査結果の公表
	<input type="checkbox"/>	議員に対するハラスメント研修の実施
	<input type="checkbox"/>	事務局職員に対する研修
	<input type="checkbox"/>	その他 ( )

# 議事堂のバリアフリー化の推進、設備の充実等

## 1 本市議会における議事堂のバリアフリー化等についての考え方

### (1) 平成29年に設置した議会改革協議会における協議結果

<p>議会改革協議会報告書から抜粋</p> <p>1 議会活動の効率化、議場整備</p> <p>(1) 会議場設備の充実、バリアフリーの充実</p>
<p>会議場設備及びバリアフリーの充実については、<u>大規模な施設改修が必要なものは、議事堂建て替えの際など長期的な観点から、また、改修を伴わないものは順次、可能なものから実施</u>する。</p>

## 2 議会におけるバリアフリー化に関する取り組み

### (1) 本市議会における主な取り組み

項目	内容
特別傍聴室の改修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防音仕様で、子どもの声などを気にすることなく傍聴可能</li> <li>・段差がなく、高齢者でも安心して傍聴可能</li> <li>・アコーディオンカーテンで仕切ったスペースに柔らかいマットやベビーシート、腰掛、ロールカーテンを設置し、乳幼児のオムツ替えなどに使用可能</li> </ul>
補聴器の貸出・磁気ループの設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・傍聴者への補聴器の貸出</li> <li>・議場の一般傍聴席の周囲に敷置している磁気ループ及び、委員会室等用のポータブル磁気ループ（1台）の使用により、マイクの音声だけを正確に聞き取ることも可能</li> </ul>
演台への仮設スロープの設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議員の登壇時における段差を解消し、車いすでの移動が可能</li> </ul>
演台の昇降装置の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・90cm、80cm、70cmの3段階で調整可能</li> </ul>
質疑・質問の残時間を把握するための、議員席でのデジタルタイマー、トランシーバーの使用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議員において、議場に設置する残時間表示が見辛い場合等に使用</li> <li>・議員席への大きなデジタルタイマーの設置、トランシーバーによる残時間の音声伝達を実施</li> </ul>
多目的トイレの改修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ベビーチェアやベビーシートを設置</li> </ul>

(2) 他市議会の取り組み事例

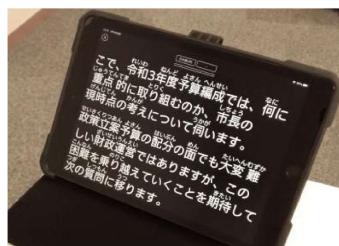
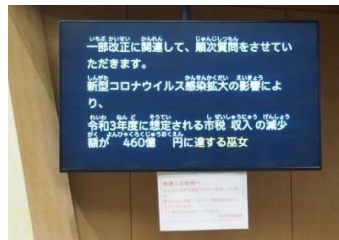
ア 聴覚障害者の傍聴者向けA I 音声認識システムの導入

	川崎市	横浜市	大津市 (滋賀県)
概要	議場傍聴席に、本会議の発言をリアルタイムで文字化するモニターを設置	議場及び大会議室に発言をリアルタイムに文字表示するモニターを設置 ・手元で文字表示を見ることができるタブレット端末を貸出	議場傍聴席に、本会議の発言をリアルタイムで文字化するモニターを設置
対象	本会議 予算審査特別委員会 決算審査特別委員会 (全体会)	本会議 予算特別委員会 決算特別委員会	本会議
音声認識システム	UDトーク		
初期費用	約30万円 (内訳) ・モニター購入 (40インチ)  ・ケーブル等購入 ・電源設置等	約13万円 (内訳) ・タブレット購入 システム用1台 閲覧用 2台  ・ケーブル等購入  ・タブレットスタンド ※モニターは、議場に既設のものを使用	約30万円 (内訳) ・モニター (55インチ) ・スタンド購入 ・タブレット購入 システム用2台 ・ケーブル等購入 ・電源設置等 ・システム使用料 (初期費用)
年間継続費用	約40万円 ・システム使用料 ・タブレット端末賃借料	0円 ※他部署が導入したシステムを使用	288千円/年 ・システム使用料

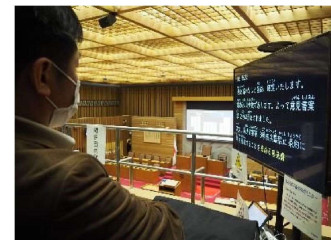
【政策調査課：聞き取り調査】



参照：川崎市議会 HP



参照：横浜市会 HP



参照：大津市議会 HP

### 3 本市議事堂における、その他設備の充実

#### □概算経費シミュレーション

項目	内容	概算費用
議場の議員席への電源の設置	議員席への タブレット端末用の 電源設置 (57席分)	<p>【A：配線収納スペース※有り】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・床工事</li> <li>・配線工事</li> <li>・コンセント設置工事</li> </ul> <p>約1,300万円 工期 約3か月</p> <p>【B：配線収納スペース※無し】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・配線工事</li> <li>・コンセント設置工事</li> </ul> <p>約700万円 工期 約2か月</p> <p>※配線収納スペース 議場の床に、主電源から各議席 まで配線を通す溝を設置</p>
議場の議員椅子の 取り替え	張替のみ (57席分)	クッション・布地張替 約800万円
	可動式へ変更 (57席分)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在の椅子の撤去、床修繕費用 約350万円</li> <li>・可動式椅子の購入費用 (一般的な議場用) 約1,250万円</li> </ul> <p>計 約1,600万円</p>